



# 大町溝

No.140

平成24年1月1日発行

発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地  
大町溝土地改良区 理事長 佐藤 良

TEL 0234 - 52 - 2350 (代)

FAX 0234 - 52 - 3515

URL <http://o-machikou.info/>

Email [info@o-machikou.info](mailto:info@o-machikou.info)

## 謹賀新年



最上川右岸地域と出羽富士 鳥海山

# 新年にあたり



## 大町溝土地改良区

### 理事長 佐藤 良



平成24年の新春を迎え、組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

常日頃から皆様より大町溝土地改良区の事業運営並びに農業農村整備事業推進に、特段のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成23年度は、4月まで及んだ雪解けの遅れ、6月23・24日の二日間で190mmを超える豪雨や、その後、二度の大雨により、当土地改良区の施設の中にも一部大きな被害が発生しました。また、震災の影響による電力不足に伴い、揚水機の節電を求められるなど用水確保には予想外の事態が生じた年でありましたが、関係組合員のご協力の下、地域と共に難局を乗り越えることができました。関係各位にはこの場を借りてお礼申し上げます。なお、揚水機の木曜休止について

ては、来年度も節電対策の状況に応じ、期間延長など今年並みの対応を図っていく所存ですので、一層のご協力をお願い申し上げます。

震災からの復興、歴史的円高に加え、TPP交渉と日本の力が試されるような状況が続いています。が、「瑞穂の国」といわれる日本の原点を見つめ直す必要に迫られていると感じています。

国の財政は震災復興対策のため、前年度比一律二割減の概算要求と聞こえてきますが、現場を担う私たちにとっては、限られた予算の中でも地域の知恵と力を結集し、今まで築いてきた地域資源を次代へつないでいく責務があります。

そんな中、「農地・水・環境保全向上対策」事業も五年の節目を迎えました。ほ場整備事業などで整備された農地や用排水路、道路といった地域資源は生産現場に不可欠な基盤であり、それにも益し

て地域の自然・生活環境の保全にかけがえのない多面的な役割を担っています。大町溝は地域資源を守るため、地域協議会と共に取り組んで参りましたが、平成24年度から衣替えをして継続の形になるようです。地域資源保全にさらに貢献できる事業となるよう期待するところです。

さて、去る11月15日に国営最上川下流沿岸農業水利事業は完工式を迎えました。この事業で造成された「右岸中央管理所」では、草薙頭首工の自動制御と遠隔操作が可能になりました。夏の大雨の際にも深夜に、砂越の地より、頭首工の取水量をゼロにすることができ、浸水被害軽減の一助になったと思っております。

国営事業が完了した今、これからは国営付帯県営で昭和40～52年にかけて造成され、すでに40年前後を経過した施設にも目を向け、適切な維持管理と更新時期を探って参ります。

改めて組合員皆様、地域の皆様のご理解とお力添えをお願いする次第です。

最後に、本年も穏やかで稔り多き年となりますことと、組合員の皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

あけましておめでとうございます

## 大町溝土地改良区

理事長 佐藤 良

副理事長 伊藤 幹雄

会計係理事 平向 徳正

理事 須田 正弘

同 富樫 賢一

同 石川 巖

同 阿曾 兼太

同 田中 修一

同 高橋 文男

総括監事 齋藤 久太郎

監事 木村 隆

同 佐藤 孝喜

外職員一同

# 新春に寄せて

## 東北農政局長



## 佐藤 憲雄



水土里ネット大町溝の皆様、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、皆様方には、日頃より農政の推進、並びに農業、農村の振興にあたり、多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

国営最上川下流沿岸農業水利事業につきましては、平成十三年度に着工し十一年間に亘り事業を実施して参りましたが、今年度をもちまして計画された全ての施設が完成する運びとなりました。

これは、ひとえに大町溝土地改良区の皆様をはじめ、山形県、酒田市、鶴岡市、庄内町、最上川土地改良区、日向川土地改良区、国営最上川下流沿岸農業水利事業推

進協議会並びに地元関係者の皆様方のご理解とご協力の賜であると、心より御礼申し上げます。

当地域の農業用水の開発の歴史は古く、今から六百年以上前の南北朝時代末期の郷野目堰や安土桃山時代の大町溝の開削まで遡ります。江戸時代には北楯大堰や北楯大堰水路が築造され、明治時代末には、揚水機等の建設により、最上川本川からの取水が可能となり、昭和三十三年には、最初の国営農業水利事業が実施され我が国を代表する一大水田地帯が形成されました。

平成の時代に入り、水利施設の老朽化に対応すべく、平成五年に国営最上川下流農業水利事業が実

施されましたが、当地域の膨大な水利施設の更新のためには、更なる国営事業の実施が必要となり、平成十三年から国営最上川下流沿岸農業水利事業を実施することとなりました。

本事業により、最上川取水口、草薙頭首工及び揚水機場の改修、水路の新設や改修を行うとともに、用水系統の再編が行われました。

さらには、関連する県営事業によるほ場整備も終わり、経営規模の拡大や、営農の合理化、生産性の向上が図られ、大豆の集団転作や、えだまめ、ねぎなどの作付けが進んでいます。とりわけ、山形県が進めてきた水田での畑作の本作化の取り組みにより、赤ネギなど、新たな主産地が形成されています。

このように当地区においては、今後の農業生産の発展が大いに期待される所であり、さらにより一層の発展のためには、「生産・加工・販売の一体化」、「産地の戦略的取組」、「輸出促進」等を積極的に進め、農業者自らが六次産業化等の取組を推進していくことが

重要であると考えます。

東北農政局といたしましては、「六次産業化の推進」をはじめとした新たな施策を推進し、本地域が、より質の高い農業・農村として発展していくよう、皆様とともに歩んで参りたいと考えておりますので、引き続き御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本事業で整備された農業水利施設が、今後とも地域共有の財産として愛され適切に維持管理されるとともに、本地域が日本有数の穀倉地帯として、ますます発展されますことを祈念申し上げます。



本事業で建設された水管理中央管理所

前理事長 齋藤 隆氏

平成二十三年度 酒田市農業賞  
大高根農場記念山形県農業賞 受賞

前理事長 齋藤 氏が平成23年度酒田市農業賞並びに、大高根農場記念山形県農業賞を受賞されました。

酒田市農業賞は平成23年11月1日に酒田市ベルナール酒田に於いて、大高根農場記念山形県農業賞は平成23年11月17日に山形市山形県郷土館「文翔館」で表彰式が行われました。齋藤 氏は平成11年度より平成22年度まで大町溝土地改良区理事長を、平成21・22年度には山形県土地改良事業団体連合会副会長を歴任し、長年に亘る県内の土地改良事業の推進に大きく貢献され、その功績に対しこの度の表彰となりました。



文翔館での表彰式の様子

平成23年度

第1回臨時総代会の開催

平成23年8月30日(火)午前9時30分から、総代41名の内39名の出席の上、37番 石川吉昭 総代の議長により、平成23年度補正予算並びに、役員補欠選挙の全15議案を全員賛成で可決されました。



議長 石川吉昭 総代

役員(理事) 補欠選挙

欠員となっておりました理事の補欠選挙が平成23年8月30日(火)に開催された平成23年度 第1回臨時総代会に於いて執行されました。

理事当選者

高橋 文男



遊摺部 (第二選挙区) 調査委員会 副委員長

可決された議事

- 平成22年度一般会計及び特別会計収入支出決算並びに財産目録の承認について
- 財産の処分について
- 国営農業水利事業 最上川下流沿岸地区 地元負担金の繰上償還について
- 平成23年度一般会計第1回補正予算
- 平成23年度県営土地改良事業特別会計第1回補正予算
- 土地改良負担金償還平準化事業長期借入金及び償還方法の一部変更について (県営土地改良事業)
- 平成23年度団体営土地改良事業特別会計第1回補正予算
- 平成23年度担い手育成支援事業特別会計第1回補正予算
- 平成23年度緊急支援事業特別会計第1回補正予算
- 平成23年度地区除外決済金積立金特別会計第1回補正予算
- 平成23年度土地改良事業積立金特別会計第1回補正予算
- 平成23年度職員退職給与金積立金特別会計第1回補正予算
- 理事の補欠選挙について
- 最上川下流右岸土地改良区連合補欠議員の選任について
- 付帯決議について

# 祝 国営最上川下流沿岸農業水利事業完工

平成13年度に着工しました国営最上川下流沿岸農業水利事業が、11年間に亘る工期を終え今年度で予定された全ての工事が終了することとなり、平成23年11月15日(火)に庄内町 庄内たがわ農業協同組合余日基幹支所内の梵天ホールにおいて完工式が行われました。

完工式では東北農政局 佐藤憲雄 局長よりの式辞に続き、最上川下流沿岸農業水利事業所 及川和彦所長より経過説明があり、事業の必要性と工事の経過、庄内農業への期待の報告がありました。大町溝土地改良区管内においては、水管理中央管理所、草薙頭首工、導水管線トンネル、檜橋分水工、右岸幹線用水路、平田揚揚水機場が当事業において改修された施設となります。



佐藤憲雄 東北農政局長よりの式辞



最上川下流沿岸農業水利事業の経過説明



草薙頭首工 (戸沢村柏沢地内)



檜橋分水工 (檜橋地内)



平田揚揚水機場 (檜橋地内)



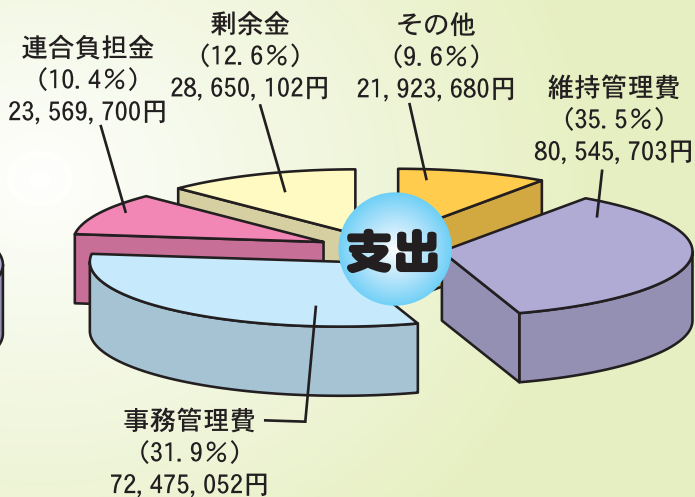
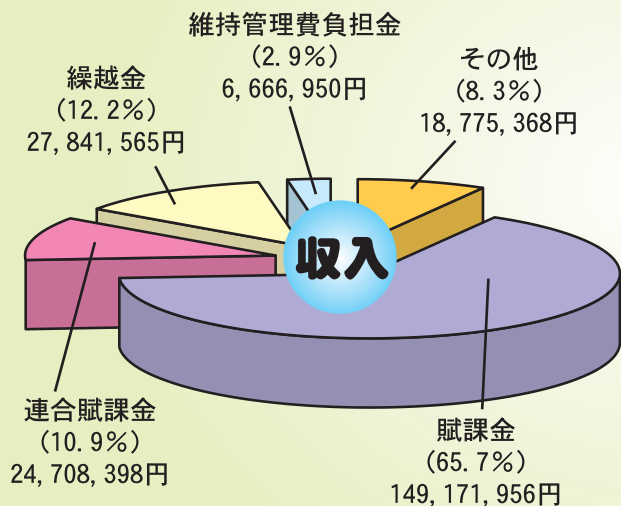
右岸幹線用水路 (檜橋地内)

# 大町溝土地改良区 平成22年度決算状況

## ☆一般会計

収入 227,164,237円  
 支出 198,514,135円  
 差引額 28,650,102円

平成23年度に繰越す



## ☆特別会計

単位(円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
県営土地改良事業	404,746,541	286,899,245	117,847,296	平成23年度に繰越す
団体営土地改良事業	76,802,179	52,034,416	24,767,763	平成23年度に繰越す
担い手育成支援事業	15,366,023	15,344,000	22,023	平成23年度に繰越す
緊急支援事業	109,581,285	109,580,000	1,285	平成23年度に繰越す
役員退任慰労金積立金	5,495,462	5,488,000	7,462	平成23年度に繰越す
地区除外決済金積立金	114,843,317	908,112	113,935,205	平成23年度に繰越す
土地改良事業積立金	188,303,713	60,746	188,242,967	平成23年度に繰越す
職員退職給与金積立金	81,816,258	0	81,816,258	平成23年度に繰越す
準備基金積立金	12,975,966	1,270,345	11,705,621	平成23年度に繰越す

## 一般会計・各地区償還関係 未収賦課金の状況

平成23年5月31日現在(単位：円)

賦課種別	未収賦課金	内 訳	
		平成22年度	平成21年度以前
一般会計賦課金	2,167,678	813,224	1,354,454
団体営事業			
南田沢第二地区償還賦課金	0	0	0
上郷溝地区償還賦課金	78,031	78,031	0
石名坂地区償還賦課金	0	0	0
山寺地区償還賦課金	785,530	164,505	621,025
飛鳥地区償還賦課金	0	0	0
県営事業			
排特飛鳥地区償還賦課金	0	0	0
内郷地区償還賦課金	1,298,129	450,265	847,864
山元地区償還賦課金	151,282	125,058	26,224
中平田東地区償還賦課金	963,148	0	963,148
南平田地区償還賦課金	519,473	122,356	397,117
西平田地区償還賦課金	958,961	366,202	592,759
中平田南地区償還賦課金	0	0	0
大正溝地区償還賦課金	855,501	309,833	545,668
砂越地区償還賦課金	1,708,041	746,560	961,481
中平田西地区償還賦課金	123,071	24,503	98,568
飛鳥砂越地区償還賦課金	3,781	3,781	0
計	9,612,626	3,204,318	6,408,308

### 会計課よりのお知らせ

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれております。また、ほ場整備事業等の償還金は債務返済のための資金であります。

昨今の厳しい農業情勢の中で未収金が増える傾向となっており、ほ場整備を行った地区全体に迷惑がかかることとなります。

土地改良区としましても未納者へ個別対応を行わせていただいておりますが、農地の処分を希望する方もおられ、農地を取得していただける方を、農業委員会等のご協力をいただきながら探しております。

平成22年度より期限内完納団体表彰は、一般会計賦課金1期、2期と償還関係賦課金の全てを納期限内に完納となった場合に対象となっております。

組合員の皆様には今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農地の拡大を考えておられる方は、大町溝土地改良区 ☎52-2350 会計課 まで連絡願います。

# 平成23年度 視察・研修・校外活動等のようす

●校外学習 (2011/9/16) 酒田市立松原小学校4年

大町溝の役割と小牧川の源流についての校外学習で来所いただきました



遠隔操作施設の見学 (水管理中央管理所)



4年1組の皆さん



区域図パネルの見学 (大町溝事務所)



4年2組の皆さん



第三揚水機等の見学 (大町溝資料館)



4年3組の皆さん



●農業体験学習 (2011/5/24 田植え・10/11稲刈り) 酒田市立松山小学校5年



田んぼと奮闘しながら大切に植え付けました



手刈りとコンバインの両方を体験しました

●コミュニティ活動・農地・水・環境保全活動 (2011/7/30)  
「水の旅」 (郡鏡・山谷コミセン・郡鏡地域保全会)



水路の生き物の観察と魚のつかみ取り



「大きな鯉たちとの格闘が続きました！」

●視察 (2011/10/7) 内川を美しくする会 (鶴岡市)

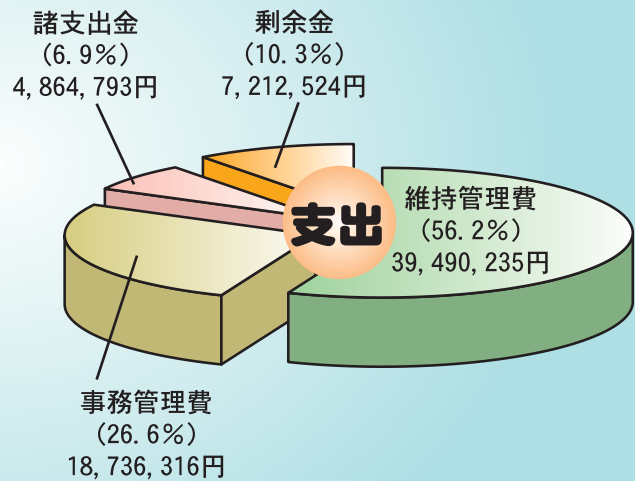
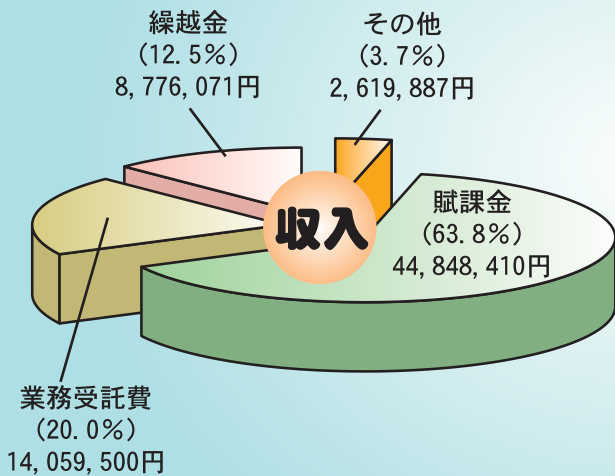


その他多くの団体より視察研修いただきました。掲載の写真については、大町溝土地改良区ホームページよりご覧いただけます。URL:<http://www.o-machikou.info/>  
☎ 学校やコミセン及び自治会研修活動の場として活用下さい。  
★問い合わせ 大町溝土地改良区 総務課 庶務係 久松まで ☎52-2350

# 最上川下流右岸土地改良区連合 平成22年度決算状況

## ☆一般会計

収入 70,303,868円  
 支出 63,091,344円  
 差引額 7,212,524円 平成23年度に繰越す



## ☆特別会計

単位(円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
自動車償却及び購入基金	1,872,481	0	1,872,481	平成23年度に繰越す
職員退職給与金	12,089,478	290,600	11,798,878	平成23年度に繰越す
褒賞金	283,068	0	283,068	平成23年度に繰越す
事務所整備資金	272,260	0	272,260	平成23年度に繰越す
財政調整資金	43,716,067	0	43,716,067	平成23年度に繰越す

## ☆最上川下流右岸土地改良区連合財産の状況

区分	土地(宅地)	土地(山林等)	建物
面積	6,553.04㎡	18,009.00㎡	469.87㎡

## ☆最上川下流右岸土地改良区連合所属土地改良区の現状

項目	大町溝土地改良区	日向川土地改良区	合計
地区総面積	2,920.5ha	5,607.3ha	8,527.8ha
内 連合関係面積	2,796.7ha	3,458.6ha	6,255.3ha
組合員数	1,460人	3,272人	4,732人
内 連合関係組合員数	1,401人	1,666人	3,067人

# =農地の移動・転用は忘れずに届出下さい=

## 相続による名義変更後も届出が必要となります

◎ 大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年2月末日現在で決定しております。平成24年度の賦課面積異動も今年の**2月29日(水)まで**となっており、**農地の権利等に移動があったときは組合員自ら土地改良区に届出**をしていただくことになっております。**農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出**をしていただくようお願いいたします。心当たりの方は、**忘れずに届出下さい**。また、**届出に必要な下記書類を持参**のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、**農業委員会や農協・農業共済組合の手続きだけでは大町溝の面積は変わりません**ので「**必ず届出**」をお願いします。

各様式は大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) よりダウンロードできます。

※問い合わせ先 **大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 まで**

### ☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失 (解約)
売買・贈与・交換	相 続	後継者移譲 (使用貸借) 農業経営者変更貸借	
①新現資格者双方の <b>印鑑</b>  ②から⑤のいずれかの <b>書類の写しを添付</b> ②農業委員会長の確認印 もしくは 土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ④農地法第3条許可書 (農業委員会より) ⑤農用地利用集積計画書の 許可書(農業委員会より)	①新資格者の <b>印鑑</b>  ②または③の <b>書類の写しを添付</b> ②土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書  ※ <b>死亡年月日を明記</b> (現資格者の印は不要)	①新現資格者双方の <b>印鑑</b>  ②または③の <b>書類の写しを添付</b> ②農業委員会長の確認印 もしくは 農地法第3条許可書 (農業委員会より) ③農用地利用集積計画書の 許可書 (農業委員会より)	①新現資格者双方の <b>印鑑</b>  ②農業委員会長の確認印 もしくは 農地法第18条の確認通知書 (合意解約)の写しを添付 (農業委員会より)

※各種手続きの際に、賦課金引落とし口座の確認可能な書面を持参下さい。

その他

- ・住所が変更となった場合は、住所変更届の提出が必要。
- ・賦課金引落とし口座の変更の場合は、賦課金引落とし口座番号変更届(通帳印が必要)の提出が必要。
- ・農地の分合筆した場合も 大町溝土地改良区 財務係までお知らせ下さい。

### ☆農地を転用(農地転用等の通知)する場合の手続き

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条転用 (自己所有地を地目変更)	農地法第5条転用 (所有権の移転を伴う地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への 記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名(現在の組合員)・印鑑 転用関係者名(新たな取得予定者)・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。			決済金を納入後、地区除外となる。

公共事業で農地が買収となった場合は、大町溝 総務課 財務係までご一報下さい。(☎52-2350)

# 大町溝土地改良区 管理施設の使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

## ※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用していただくこととなります。(取扱手数料2,000円)

◎申請書、使用料又は阻害補償料については、大町溝土地改良区 管理係へ問い合わせ下さい。

## ※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用していただくこととなります。(取扱手数料7,000円)

◎申請書、浄化水及び排水放流使用料については、大町溝土地改良区 管理係へ問い合わせ下さい。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 管理係 まで

# 財務状況のあらまし

## ☆長期借入金状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
南田沢第二地区かんがい排水事業	361	H26	中平田南地区ほ場整備事業	231,992	H32
飛鳥地区排水対策特別事業	1,499	H24	大正溝地区ほ場整備事業	163,713	H33
飛鳥地区区画整理事業	5,238	H25	砂越地区ほ場整備事業	153,951	H35
山寺地区区画整理事業	41,237	H28	中平田西地区ほ場整備事業	83,122	H31
内郷地区ほ場整備事業	23,494	H23	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	7,448	H25
西平田地区ほ場整備事業	174,970	H25	合計	887,025	

## ☆平準化事業資金借入金状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
上郷溝地区区画整理事業	32,900	H28	中平田東地区ほ場整備事業	55,860	H28
石名坂地区区画整理事業	8,330	H28	南平田地区ほ場整備事業	53,950	H30
飛鳥地区区画整理事業	29,760	H32	西平田地区ほ場整備事業	117,960	H32
山寺地区区画整理事業	38,200	H32	中平田南地区ほ場整備事業	10,450	H30
内郷地区ほ場整備事業	132,640	H31	大正溝地区ほ場整備事業	3,590	H30
山元地区ほ場整備事業	78,420	H30	合計	562,060	

## ☆区有財産の状況

◎土地(宅地) 3,819.52㎡ 	◎山林(山林等) 399,599.16㎡ 	◎土地改良施設 20,631.24㎡ 	◎建物(面積) 925.50㎡ 	◎自動車 7台 	◎バイク・スクーター 3台 	◎有価証券 出資金 1,423,500円
--------------------------	-----------------------------	---------------------------	------------------------	----------------	----------------------	----------------------------

## 各地区是認額についての注意事項

- ・10a 当たりの賦課金が10,000円未満の地区は全額
  - ・10a 当たりの賦課金が10,000円以上の地区は、必要経費の試算により最低でも10,000円
- ※詳しい内容のお問い合わせは、大町溝土地改良区総務課財務係までお願いします。

### ☆是認額について

土地改良区に納付した賦課金については確定申告に際し、全額必要経費としてみとめられる性質のものではありません。  
一定の是認(ぜにん)割合で掛けた是認額が必要経費として認定されることとなっております。

### ☆是認割合の算定

“ほ場整備の実施により農地の価値が上がった分を個人の永久資産ととらえ、農業経費としては認められない。”

という税務上の判断から、工事費の中からその永久資産経費を除き、工事費に対する繰延資産取得率(事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合)をほ場整備実施地区毎に算定し、計算した金額が是認額となっております。

### ☆是認額の計算式

(賦課額より維持管理費を除いた額×繰延資産取得率(注1)) + 維持管理費(注2) = 地区是認額  
地区是認額 ÷ 地区面積 = 10a 当たり是認額  
繰延資産取得率  $C + C' / A = C / D$

事業費(取得費)の内訳			
B	C	B'	C'
永久資産	繰延資産	共通経費	
整地工 用地補償費 換地費	用排水路工 道路工 暗渠排水工 客土工 営繕費	工事雑費 測量試験費 事務費	
← D →			
← A →			

注1・・・繰延資産取得率とは、事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合です。

注2・・・維持管理費とは、賦課事務費と当年の償還利子額を合わせた額です。

大町溝土地改良区のホームページ( <http://o-machikou.info/> )に掲載されておりますので活用ください。

※問い合わせ先：大町溝土地改良区 総務課 財務係 まで ☎52-2350

税務署からの  
お知らせ

さらに便利で使いやすく!  
ネットでどこでも申告・納税。

**e-Tax**  
国税電子申告・納税システム

確定申告は便利なe-Taxで

- 国税庁ホームページから電子申告
- 最高4,000円の税額控除  
(H19~H22年分でこの控除を受けた方は対象外)
- 添付書類の提出省略
- 還付申告がスピーディー

詳しくは、e-Taxホームページで <http://www.e-tax.nta.go.jp/> 税務署

# 平成23年 大町溝土地改良区賦課金 是認額一覧表

**重要**

科 目	工 区 等	10a 当り賦課金(円)	是認割合	是認額(円)
一般会計		5,980	100.0%	5,980
県営特別会計	飛鳥地区排水対策	2,085	100.0%	2,085
	内郷地区	8,530	100.0%	8,530
	山元地区	950	100.0%	950
	中平田東地区	5,405	100.0%	5,405
	同 (H19繰上償還分)	4,816	100.0%	4,816
	南平田地区	5,130	100.0%	5,130
	同 (H17繰上償還分)	6,670	100.0%	6,670
	西平田地区	田 13,590	73.6%	10,000
	同	畑 8,150	100.0%	8,150
	同 (H19繰上償還分)	田 9,672	100.0%	9,672
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,803	100.0%	5,803
	中平田南地区	田 12,180	84.4%	10,283
	同	畑 7,310	100.0%	7,310
	同 (H19繰上償還分)	田 9,060	100.0%	9,060
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,436	100.0%	5,436
	大正溝地区	13,070	81.0%	10,587
	砂越地区	田 11,790	84.8%	10,000
	同	畑 7,070	100.0%	7,070
	同 (茨野新田 H10繰上償還分)	9,135	100.0%	9,135
	同 (H12繰上償還分)	田 8,846	100.0%	8,846
	同 (H12繰上償還分)	畑 5,307	100.0%	5,307
	同 (H19繰上償還分)	田 9,514	100.0%	9,514
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,709	100.0%	5,709
	中平田西地区	9,460	100.0%	9,460
	同 (H14繰上償還分)	7,553	100.0%	7,553
	飛鳥砂越地区	6,430	100.0%	6,430
檜橋地区 (H9繰上償還分)	5,224	100.0%	5,224	
団体営特別会計	南田沢第二地区	540	100.0%	540
	飛鳥地区	10,975	91.1%	10,000
	山寺地区	14,650	68.3%	10,000
	上郷溝地区	※今年度は賦課金の徴収が無く是認額は該当なし		
	石名坂地区	※今年度は賦課金の徴収が無く是認額は該当なし		

是認額一覧表は確定申告時に必要となります。